

審議会資料の修正方針イメージ

修正前

(8) 施策の展開

1) 基本施策 1 省エネルギーの推進

各主体による日常生活や事業活動における省エネルギー行動の実践や、省エネ型の製品・設備の使用等の促進により、温室効果ガスの削減を図ります。

④ 個別施策 1 省エネルギー活動の普及促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

## 主な取組内容 (案)

- ・ 市民、事業者が取り組める具体的な行動を示す環境行動指針を作成します。また、ホームページなどによる情報発信、普及啓発活動により、家庭や事業所の省エネ行動を促進します。【環境政策課】
- ・ 自動車からの温室効果ガスの排出を削減するため、アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブに資する取組を推奨します。【環境政策課】
- ・ 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の少ない交通手段の普及を図ります。【環境政策課】【地域安全対策課】
- ・ 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「府中のおもてなし打ち水日和」を実施して、省エネ行動の取組を啓発し、ひとり人の環境配慮行動のきっかけをつくります。【環境政策課】

## ② 個別施策 2 省エネルギー設備の導入支援

~~~~~。(個別施策の説明文)

主な取組内容 (案)

- ・ 住宅に設置される高効率型給湯器の費用の一部を補助し、導入を支援します。【環境政策課】
- ・ 窓の断熱化は建物の省エネルギー化において有効な対策となることから、住宅における既設窓の断熱化工事の費用を一部補助し、導入を支援します。【環境政策課】
- ・ 省エネ手法等の情報提供、国や東京都等の省エネ診断、省エネセミナー等の活用・PR により、中小規模事業者における省エネ活動を支援します。【環境政策課】
- ・ 国や東京都で実施されている、省エネルギー機器の導入に対する補助制度等について、情報提供を行い、省エネルギー機器の導入を支援します。【環境政策課】

26

修正後

(8) 施策の展開

1) 基本施策 1 省エネルギーの推進

各主体による日常生活や事業活動における省エネルギー行動の実践や、省エネ型の製品・設備の使用等の促進により、温室効果ガスの削減を図ります。

④ 個別施策 1 省エネルギー活動の普及促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

## 主な取組内容 (案)

- ・ 市民、事業者が取り組める具体的な行動を示す環境行動指針を作成します。【環境政策課】
- ・ アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブに資する取組を推奨します。また、自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことで、環境負荷の少ない交通手段の普及を図ります。【環境政策課】【地域安全対策課】
- ・ 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「府中のおもてなし打ち水日和」等の普及啓発活動を実施して、省エネ行動の取組を啓発し、ひとり人の環境配慮行動のきっかけをつくります。【環境政策課】



図 9 環境まつりの様子

26

## 修正方針

・ 重複する内容(取り組み方法や目的等)を整理して、ボリュームを少なくする。

## 修正方針

・ 府中市らしさが伝わる写真やコラムを追加して、分かりやすく、親しみが持てる内容とする。